議案第15号

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条条号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2 号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1 号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「)」と、「法第19条第1項第1号に」を「)」と、「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利

用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号に」を「同条第1号に」に、「法第19条第1項第1号に」を「

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第1号に」に、「この節」を「この章」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第1号又は」を「開発第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第1号系第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第19号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号資料

○白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)新旧対照表

改正案 現

(略)

(利用定員)

第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u> __に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない、学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u> に掲げる小学校就学 前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子 どもの区分
 - (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u> 及び第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分

(略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号 ――に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育 施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順字によ り決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育 に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4 項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 • 5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第2号</u> 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(利用定員)

第4条 (略)

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない、学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

行

(略)

- (1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学 前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子 どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分

(略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

- 2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。) により選考しなければならない
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 · 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) • (2) (略)

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円
 - (イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である

に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である

者を除く。) である者

ウ (略)

(4) • (5) (略)

5 · 6 (略)

(略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に 応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に 行わなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所に おける保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1) \sim (3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を 行わない日

(5)~(11) (略)

(略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育

者を除く。) である者

ウ (略)

(4) • (5) (略)

5・6 (略)

(略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に 応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に 行わなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条 の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1) \sim (3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を 行わない日

(5)~(11) (略)

(略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費には特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育

施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と

、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提 供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この 場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条 第1号 に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第2号 に掲げる小学校就学 前子どもの数」と、「同号に 掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とある のは「同条第1号又は 第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別 利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子

施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同 じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供 している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号 又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保 育給付認定こども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提 供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この 場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とある のは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別 利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定 地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下 「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保 育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等条例第42条 の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子 どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3 号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育 事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総 数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる 満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考する ものとする。

3 • 4 (略)

(略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型 保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第

どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育 事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総 数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる 満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考する ものとする。

3 • 4 (略)

(略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内 容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の 特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、 特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型 保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第

1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、 前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第 13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から 第33条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用 する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係 る法第19条第3号 ___ に掲げる小学校就学前子どもの数」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に 小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同 じ。)」とあるのは「同条第1号又は 第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合 にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条 第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保 育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決 定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基 本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第 1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1 号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」 と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項 第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条 第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に

1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、この章 (第40条第2項を除き、 前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第 13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から 第33条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用 する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係 る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同 じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合 にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもを含む。)」と

、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保 育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決 定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基 本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第 1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」 と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項 第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条 第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に

係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(略)

係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(略)